

公共ライドシェア実証推進・地域交通人材育成事業 委託業務仕様書（案）

1 委託業務名

公共ライドシェア実証推進・地域交通人材育成事業（以下、「本事業」という）

2 目的

「愛知県・市町村人口問題対策検討会議」における地域交通確保ワーキンググループでの議論を踏まえ、人口減少している地区や交通空白地における地域の実情に合った交通モードとして、自家用有償旅客運送（以下、「公共ライドシェア」という）等の立上げを支援するとともに、公共交通事業者や市町村職員等を対象に研修会を開催し、地域の交通やまちづくりに取り組む人材の育成を図る。

3 業務内容

（1）公共ライドシェア実証推進（ワークショップの運営支援）

ア. 事業背景

持続可能な地域交通確保手段の一つとして、公共ライドシェア等の導入が各地域で検討されている。こうした取組を進めていくためには、地域住民が主体となって地域交通の課題や将来像について理解を深め、地域としての合意形成を段階的に進めていくことが重要である。

公共ライドシェア等の立上げに当たっては、単に制度や運行方法を検討するだけでなく、地域住民同士の意見交換や、住民と市町村との間での認識共有、運行に向けた役割分担の整理など、丁寧な議論の積み重ねが不可欠である。しかしながら、住民主体の議論を促進するための専門人材の不足、既存交通との調整、交通データの収集・分析等のファシリテーションや合意形成支援に関する経験・ノウハウが十分でない場合が多い。

また、既存の公共交通の運営主体である市町村が中心となって検討を進める場合、当事者としての立場から中立的な調整を行うことに難しさを抱えるケースも見られる。このため、地域で開催されるワークショップ（※）に、第三者の視点から専門的な知見を提供し、議論を整理・取りまとめるとともに、住民と市町の間で調整を行うことができる専門人材（コーディネーター）を派遣し、支援体制の構築を行うことで、地域住民が主体となる公共ライドシェアの立ち上げを推進する。

※ ワークショップの概要

- ・ 地域住民が自地域の公共交通について主体的に考え、ありたい姿をイメージし、自地域の公共交通をより良くしていくための議論を行うとともに、本事業実施後に地域住民を主体とする交通モードの実証・実装に進むための方向性・計画の策定や合意形成を促進することを目的として開催する。
- ・ ワークショップは1地域当たり4回程度を想定。
- ・ 各回10～30人程度の参加を想定。
- ・ 参加者は地域の交通に関心のある地域住民が想定され、当該地域の自治組織や公共交通に関する検討組織など既存の組織体を活用することも想定される。
- ・ 参加者に関する募集、決定、案内等は実施市町が行う。

- ・ 会場は地域の公共施設等を実施市町が用意する想定である。

イ. 実施地域

県内 3 市町で行う。なお、ワークショップ開催場所等の詳細は県・実施市町と協議の上決定する。

- ① 一宮市（三井・伝法寺地区及び、隣接する岩倉市、稲沢市の一部地域を想定）
- ② 瀬戸市（長根地区を想定）
- ③ 南知多町（内海・山海地区を想定）

ウ. 業務内容

受託者は以下内容により、地域の事情を踏まえながら、地域住民が主体となる交通モードの立上げに向けたワークショップの運営を支援する。なお、立上げを行う交通モードについては、地域住民の議論次第であるものの、「地域主体の公共ライドシェア」を選択肢の一つとして必ず扱うこと。

① データの収集

- ・ 国土交通省発行「データ活用の手引き」に従い、1. 人口情報、2. 地域特性情報、3. 交通ネットワーク情報、4. 交通サービス利用情報、5. 潜在需要情報、6. 交通サービスの持続性に関する情報に該当するデータを収集すること。

② 現状の可視化

- ・ 国土交通省「MOBILITY UPDATE PORTAL」(<https://mobility-update.mlit.go.jp/guidance/data/>)にある「現状可視化ツール」等を用いて、①で収集したデータを基に、地域の現状を可視化すること。

③ データ分析課題の整理

- ・ データ可視化の過程で明らかとなった課題（データの不足、可視化したデータの評価等）を整理し業務報告書に記載すること。

④ ワークショップの企画、各種調整

- ・ 各ワークショップについて、県・実施市町との協議・打合せを行い、企画案を作成すること。
- ・ 各回の内容は以下を想定するが、各地域の状況に応じて県・実施市町・コーディネーター等と協議しながら進めること。
 - 1 回目：自地域の公共交通に関する課題把握とありたい姿イメージの設定
 - 2 回目：公共交通の基本的な制度・各交通モード・事業実務
 - 3 回目：ありたい姿に合う交通モード・運行形態の検討
 - 4 回目：方向性の策定やスケジュール具体化の方法

⑤ コーディネーターの選定・調整

- ・ 地域交通や合意形成に詳しい専門人材（コーディネーター）の候補者を提案し、県・実施市町等と協議しながら選定を行うこと。
- ・ 派遣にあたっての依頼、調整、準備を行うこと。
- ・ 必要に応じて、選定されたコーディネーターと企画案について協議・打合せを行うこと。

⑥ ワークショップの開催準備、資料作成等

- ・ 各回のワークショップについて、テーマや進行手順を含めた計画書を作成すること。

- ・ 必要に応じて各回の開催前に関係者で打合せを行うこと。
- ・ ワークショップの準備として、資料（教材）作成、備品の用意等を行うこと。

⑦ ワークショップの運営

- ・ 県・実施市町等と協力し、ワークショップ当日の運営を行うこと。
- ・ 後述の3（2）の研修会参加者等による見学がある場合は、その受入・対応を行うこと。

⑧ 成果の取りまとめ

- ・ 翌年度に実証・実装へと進むことを見据え、ワークショップを通じて集約された地域の方針を実証計画・実施計画として取りまとめること。
- ・ 各地域の全てのワークショップの記録をまとめ、実施風景の写真等を交えながら、他地域・他自治体が参考にできるような事例集を作成すること。
- ・ 各ワークショップ毎に実施報告書を作成すること。

⑨ その他

- ・ 各場面で県・実施市町による協議・打合せを求められた際は受託者も参加することとし、場合によっては派遣されるコーディネーターの参加も想定すること。

エ. スケジュール

- ・ 2027年1月末までにワークショップの開催を完了すること。

オ. その他

- ・ コーディネーターへの謝金・旅費については、県から直接支払う。

（2）地域交通人材育成（研修会の実施）

ア. 事業背景

（1）の公共ライドシェア実証推進に際し、地域主体の取組が継続的に行われ、かつ地域の交通を持続可能なものにしていくためには、地域の事情に精通する市町村職員等によるサポートが継続的かつ効果的に実施されることが重要である。そこで市町村職員や公共交通事業者を対象に研修会を実施し、地域における交通やまちづくりに取り組む人材を育成する。

イ. 業務内容

- ・ 受託者は以下内容をテーマとした研修会を1回ずつ、計2回企画し、準備、資料作成、講師及び会場の手配、各種調整、実施・運営、アンケート集計等を行う。
 - ① 地域交通を検討するための視点・ノウハウの習得として、公共交通の制度、各交通モード、新技術、先進事例等
 - ② ファシリテート・コーディネートスキルの習得として、合意形成の理論・技術等
- ・ 詳細は以下のとおりとするが、準備・実施にあたっては県と協議すること。
 - ・ 講師：上記テーマ及び（1）の実施状況も考慮して講師候補者を提案し、県と協議すること。なお、上記②は、「社会的合意形成、参加協働、社会基盤計画、交通計画」を専門とする愛知県内の学識者を講師とすること。
 - ・ 開催方法：対面（名古屋市内を想定）及びオンラインの併催とすること。
 - ・ 受講対象者：県内市町村職員及び交通事業者職員
 - ・ 受講人数：現地会場・オンラインあわせて100人程度の参加を想定すること。
現地会場は最大で100人程度を収容できる会場を想定すること。

- ・ 内容：ケーススタディ等の実践的な内容を含めることとし、3～7時間程度を想定。
オンラインは同時配信に加えて録画映像のアーカイブ配信も行うこと。
また、同時配信の参加者からの質疑対応を可能にすること。
なおオンラインは講義部分のみの配信も可とする。
- ・ その他：各回終了後にアンケート調査を実施し、その集計・分析を行うこと。

ウ. スケジュール

- ・ 2027年1月末までに完了すること。なお、研修参加者が（1）で実施されるワークショップの見学ができるようなスケジュールとすること。

エ. その他

- ・ 公共交通関係者が一堂に会する機会を活かし、関係者間のマッチング機会を提供し、交流・連携を促進すること。
- ・ 研修会の参加者は（1）で実施されるワークショップの見学参加を可能とし、現地実習（フィールドスタディ）により経験値を高め、スキルの定着をより確実なものとする。
- ・ 講師への謝金・旅費については、県から直接支払う。
- ・ 全2回の記録を報告書にまとめ、県へ提出すること。

4 成果物

- ・ 業務報告書（本冊及び概要版印刷物3部と電子データ）：全研修会・ワークショップ終了後の事業全体の報告書
- ・ 実施報告書（電子データ）：研修会・ワークショップ各回ごとの報告書
- ・ 各業務において作成した資料・記録等をまとめた電子データ
納品先は、愛知県都市・交通局交通対策課とする。

5 その他

- （1） 委託業務の開始から終了までの間、事業の実施方法や進捗状況など内容全般を常に把握している業務責任者を置き、本業務の実施にあたっては、県及び実施市町と十分に協議すること。また、当該業務の実施にあたり、問題等が発生した際は、県に直ちに報告するとともに、誠実な対応を行うこと。
- （2） 委託業務の経理を明確にするため、受託事業者は他の経理と区分して、会計処理を行うこと。
- （3） 本業務は、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用して実施することから、同補助金の交付要綱に基づき処理するとともに、本事業に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- （4） 受託者は、事業完了後5年間、本業務に関する会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと。
- （5） 納入する成果物など委託業務にあたり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- （6） この仕様書に定めのない事項については県と受託者が協議し、真摯に対応すること。
- （7） 上記（1）～（6）は再委託先においても適用する。